

井戸水を飲用する場合について

井戸水の水質は一定ではありませんので、次のことに気をつけて井戸の適正な維持管理を行ってください。井戸水は散水等の生活用水とし、飲用水は水道水を使用することをおすすめしています。



井戸水を飲用水として用いる場合の日常管理のポイント

1 井戸の清潔を保ちましょう

井戸水の汚染を防止するため、井戸やその周りの清掃や点検をしましょう。

- 井戸やその周りに人や動物がみだりに立ち入らないよう柵の設置または施錠などをしましょう。
- 井戸やその周りは定期的に清掃を行い、常に清潔にしましょう。
- 定期的に点検を行い、井戸のふたの破損や雨水の流入の有無などを確認しましょう。

2 水質検査をしましょう

細菌や化学物質による井戸水の汚染は、日常管理や点検だけでは気付きません。定期的に水質検査を行いましょ。

- 井戸水を飲用に使用する前には、専門の検査機関に依頼して、全項目水質検査（51項目）を行いましょ。
- 透明なコップに井戸水をくみ、色、濁り、臭い、味に異常がないか確認を随時行いましょ。
- 年1回以上、専門の検査機関に依頼して、水質検査（11項目*+井戸周辺の状況から必要に応じた項目）を行いましょ。（*表1 基本的な項目）

→水質検査について、詳しくは次のページをご覧ください。

3 井戸水は塩素消毒をしましょう

- 病原菌による感染を防ぐため、塩素注入機を取り付けるなどして井戸水を塩素消毒しましょ。
- 塩素消毒をする場合は、給水栓における遊離残留塩素濃度（0.1mg/L以上）の確認を随時行いましょ。

設置者自身が市販の検査キット（DPDという試薬による比色法など）により測定する方法もあります。詳しくは市役所「生活環境課」にご相談ください。

井戸水に異常があったときは

直ちに飲用するのを中止し、速やかに市役所「生活環境課」に相談してください。

👉 水質検査について

- 水道水では安全を確認する判断基準として、人の健康への影響やその他の必要な性状を考慮して水道水質基準（51項目）が定められており、水道事業者（神奈川県企業庁）等が定期的にこれらの項目の水質検査を行って安全を確保しています。

➡水道水質基準（51項目）については表1をご覧ください。

- 井戸水を飲用する場合は、設置者自らが水道水と同じように適正な水質検査を行い、安全を確認してから利用しましょう。

➡水質検査機関については表2をご覧ください。

- 井戸水の定期的な検査項目については、表1の「井戸水検査の目安」を参照してください。

（参考）神奈川県内の井戸水の水質検査で不適合事例があった項目

項目	水道水質基準値	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応
一般細菌	100 個/mL 以下	基準値を超えた場合、病原細菌の混入が疑われます。	煮沸
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157 など病原細菌や糞便の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性があります。	煮沸
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因になるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれています。	困難
鉛	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	困難
ヒ素	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれています。	困難
トリクロロフェノール	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	煮沸
テトラクロロフェノール	0.01mg/L 以下		
γ-1,2-ジクロロフェノール及びトランス-1,2-ジクロロフェノール	0.04mg/L 以下		

👉 水道の供給区域にお住まいの皆様へ

上記のように基準に適合しないケースもありますので、なるべく、水道の給水区域では安全性が確認されている水道水を飲用しましょう。



表1 水道水質基準(51項目)

項目	水質基準値	項目の説明		井戸水検査の目安			
一般細菌	100個/mL以下	健康	細菌	(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査をしましょう。			
大腸菌	検出されないこと		細菌				
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	性状	非金属				
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下						
塩化物イオン	200mg/L以下		一般性状				
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下						
pH値	5.8以上8.6以下						
味	異常でないこと						
臭気	異常でないこと						
色度	5度以下						
濁度	2度以下						
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下			健康	金属	(8項目) 県内の井戸水において基準に適合しない例があります。人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目であり、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目です。	
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	揮発性有機化合物					
四塩化炭素	0.002mg/L以下						
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下						
ジクロロメタン	0.02mg/L以下						
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下						
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下						
ベンゼン	0.01mg/L以下						
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		健康		金属		(21項目) 過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目です。
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下						
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	非金属					
六価クロム化合物	0.02mg/L以下						
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下						
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	有機化合物					
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下						
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	性状		金属			
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下						
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下						
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下						
銅及びその化合物	1.0mg/L以下						
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		一般性状				
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下						
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下						
蒸発残留物	500mg/L以下						
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下			界面活性剤			
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下						
フェノール類	0.005mg/L以下	有機化合物					
ジェオスミン	0.00001mg/L以下						
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	臭気物質					
塩素酸	0.6mg/L以下						
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	健康	消毒副生成物 (塩素消毒によって増える物質)	(11項目) 塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目です。			
クロロホルム	0.06mg/L以下						
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下						
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下						
臭気酸	0.01mg/L以下						
総トリハロメタン	0.1mg/L以下						
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下						
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下						
ブロモホルム	0.09mg/L以下						
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下						

☎ 水質検査機関

井戸水についての詳しい検査は、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関で実施できます。料金、日程、採水容器などについては、各機関にお問い合わせください。

表2 神奈川県内に検査を行う事業所がある検査機関

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-9208
株式会社江東微生物研究所	相模原市南区東林間 5-16-7	042-767-5581
オルガノ株式会社	相模原市南区西大沼 4-4-1	042-702-7823
ユーロフィン日本環境株式会社	横浜市金沢区幸浦 2-1-13	045-780-3851
株式会社ダイワ	平塚市東豊田 369	0463-53-2222
クリタ分析センター株式会社	厚木市森の里若宮 7-1	046-206-1200
株式会社総合環境分析	横浜市緑区鴨居 1-13-2	045-929-0033
株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ	海老名市上郷 1-26-29	046-232-1320
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	横浜市磯子区西町 14-11	045-752-2421
株式会社ショウエイ	川崎市幸区新川崎 2-6	044-589-1601

(令和2年4月現在)

※県外にも神奈川県内を水質検査の区域としている水質検査機関がありますので、市役所「生活環境課」にお問い合わせください。

☎ 相談窓口

飲用井戸に関する相談窓口は次のとおりです。

厚木市役所 環境農政部生活環境課
環境保全係

住所： 厚木市中町 3-17-17
電話番号： (046) 225-2752
ファックス： (046) 223-1668
メール： 3350@city.atsugi.kanagawa.jp

